

京都市職員共済組合公告第12号

京都市職員共済組合定款の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

京都市職員共済組合
理事長 星川 茂一

第35条第1項第7号を削る。

第36条第1項中「25,000円」の右に「(施行令第23条の3の4第1項第2号に掲げる組合員(以下「上位所得者」という。)の被扶養者に係るものにあつては、50,000円)」を加え、同条第2項中「50,000円」の右に「(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、100,000円)」を加え、「21,000円」を「25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)」に、「25,000円未満」を「25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)未満」に、「25,000円を加えた額」を「25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)を加えた額」に改める。

第37条第1項中「25,000円」の右に「(上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、50,000円)」を加える。

第42条を次のように改める。

第42条 削除

第45条第1項第1号中「1,000分の54.6575」を「1,000分の57.50」に、「1,000分の2.25」を「1,000分の1.90」に、「1,000分の6.895」を「1,000分の7.25」に、「1,000分の2.3525」を「1,000分の2.35」に改め、同項第2号中「1,000分の43.726」を「1,000分の46.00」に、「1,000分の1.80」を「1,000分の1.52」に、「1,000分の5.516」を「1,000分の5.80」に、「1,000分の1.882」を「1,000分の1.88」に改める。

第46条中「1,000分の114.02」を「1,000分の119.70」に、「1,000分の13.79」を「1,000分の14.50」に改める。

第49条中「平成24年度」を「平成25年度」に、「819円」を「856円」に、「1,310円」を「1,369円」に改める。

附則第2項中「1,000分の43.726」を「1,000分の46.00」に、「1,000分の1.80」を「1,000

分の1.52」に、「1,000分の5.516」を「1,000分の5.80」に、「1,000分の1.882」を「1,000分の1.88」に改める。附則第4項中「25,000円」の右に「(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)」を加える。附則第5項中「50,000円」の右に「上位所得者に係るものにあつては、100,000円)」を加え、「21,000円」を「25,000円(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)」に、「25,000円未満」を「25,000円(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)未満」に、「25,000円を加えた額」を「25,000円(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)を加えた額」に改める。附則第6項中「の一部負担金の額等については、これを支給しない」を「については、これを行わない」に改める。

附 則

- 1 この変更は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条第1項及び第2項 第37条第1項並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成25年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 3 次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の第36条第1項、第37条第1項及び附則第4項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「50,000円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	30,000円
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	40,000円

- 4 次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の第36条第2項本文及び附則第5項本文の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100,000円」とあるのは、同表の中欄に掲げる字句に、変更後の第36条第2項ただし書及び附則第5項ただし書の規定を適用する場合においては、これらの規定中「50,000円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	60,000円	30,000円
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	80,000円	40,000円

- 5 平成25年3月31日以前に給付事由の生じた災害見舞金附加金については、なお従前の例による。

(行財政局人事部厚生課)